

子ども医療費助成拡充に係る条例改正

- ①「栗東市福祉医療費助成条例」と②「栗東市子どもの入院療養にかかる医療費の助成に関する条例」で助成を行ってきましたが、小1～小3の通院・入院医療費を現物給付で助成するため、
 ①「栗東市福祉医療費助成条例」に統一します。

<条例改正前>

条例	対象者	年齢	所得制限	給付方法	①福祉医療費助成条例		②子ども入院
					自己負担		償還払で入院のみ負担なし
					通院	入院	
②子ども入院	小中学生	小1～小3	なし	償還払	—	—	償還払で自己負担なし
		小4～中3	なし	償還払	—	—	償還払で自己負担なし
①福祉医療費助成条例	乳幼児 ・重度心身障がい者(児) ・心身障がい者(児) ・母子家庭 ・父子家庭	未就学児	なし	現物給付	なし	なし	①で助成
		小1～小3	あり 非課税世帯	現物給付	なし	なし	①で助成
			あり 課税世帯	現物給付	有	有	償還払いで①の自己負担分を助成
		小4～中3	あり 非課税世帯	現物給付	なし	なし	①で助成
			あり 課税世帯	現物給付	有	有	償還払いで①の自己負担分を助成
		16歳以上	あり 非課税世帯	現物給付	なし	なし	対象外
あり 課税世帯	現物給付		有	有	対象外		

<条例改正後> (R2.4.1～)

条例	対象者	年齢	所得制限	給付方法	①福祉医療費助成条例のみで助成	
					自己負担	
					通院	入院
①福祉医療費助成条例に統一	小中学生	小1～小3	なし	現物給付	有 【オ:3-2-3】	なし
		小4～中3	なし	償還払	—	償還払で自己負担なし 【イ:3-1、カ:4-1】
①福祉医療費助成条例に統一	乳幼児 ・重度心身障がい者(児) ・心身障がい者(児) ・母子家庭 ・父子家庭	未就学児	なし	現物給付	なし	なし
		小1～小3	あり 非課税世帯	現物給付	なし	なし
			あり 課税世帯	現物給付	有	【ウ:3-2-1】
		小4～中3	あり 非課税世帯	現物給付	なし	なし
			あり 課税世帯	現物給付	有	【ウ:3-2-1】
		16歳以上	あり 非課税世帯	現物給付	なし	なし
あり 課税世帯	現物給付		有	【ウ:3-2-1】	有 【エ:3-2-2】	

※【○:0-0-0】は、下表の改正項目と条例の条項を示しています。

改正項目と条例の項番	内容
	対象者に小中学生を追加 →子どもの入院療養にかかる医療費の助成に関する条例からの整理 第1条
ア	助成を受ける優先順位を整理。①乳幼児、②ひとり親家庭(母子・父子)、③障がい者(重度心身障がい者、心身障がい者)、④ひとり暮らし寡婦・高齢寡婦、⑤小中学生 →第2条第1号～第8号で規定。
イ	小中学生の小4～中3が入院のみ(自己負担なし)の助成→第3条第1項で規定。
ウ	母子・父子・障がい者・ひとり暮らし寡婦【いずれも課税世帯】の通院の自己負担あり→第3条第2項第1号で規定。
エ	母子(16歳以上)・父子(16歳以上)・障がい者(16歳以上)・ひとり暮らし寡婦【いずれも課税世帯】の入院の自己負担あり→第3条第2項第2号で規定。
オ	小中学生の小1～小3の通院の自己負担あり→第3条第2項第3号で規定。
カ	小中学生の小4～中3が償還払(受給券交付なし)→第4条第1項で規定。
キ	母子(小4～中3)・父子(小4～中3)・障がい者(小4～中3)【いずれも課税世帯】の入院の自己負担あり(現物給付では負担あり)→第6条第2項で規定。 ※現物給付でいったん自己負担分を支払い、償還払いで自己負担分を助成する。